

印旛利根川水防事務組合水防活動に関する条例

平成19年2月1日

印利水条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、水防法（昭和24年法律第193号）第1条の規定により、印旛利根川水防事務組合（以下「組合」という。）が行う水防活動に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第2条 組合の水防活動は、水防本部長、水防副本部長、水防委員及び水防団をもって組織する。

2 水防本部長は、組合の管理者をもって充てるものとし、水防に関する事務を統括する。

3 水防副本部長は、組合の副管理者をもって充てるものとし、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代行する。

4 水防委員は、組合の議員をもって充てるものとする。

5 水防団は、組合を組織する地方公共団体に設置する消防団をもって充てるものとする。

(区域)

第3条 組合における水防区域及び水防支部は、次のとおりとする。

水防区域	利根川右岸千葉県印西市木下地先（旧手賀沼塚樋）から千葉県印旛郡栄町矢口地先（横堤）まで
第1水防支部	利根川右岸千葉県印西市木下地先（旧手賀沼塚樋）から千葉県印西市平岡地先（元将監川締切中央）まで
第2水防支部	利根川右岸千葉県印旛郡栄町西地先（元将監川締切中央）から千葉県印旛郡栄町北地先まで
第3水防支部	利根川右岸千葉県印旛郡栄町出津地先から千葉県印旛郡栄町安食地先まで
第4水防支部	利根川右岸千葉県印旛郡安食地先から千葉県印旛郡栄町矢口地先（横堤）まで

(水防団)

第4条 水防団に、団長、副団長、支部長、副支部長、屯営長、巡視員及び団員を置く。

- 2 団長は、消防団長をもって充てるものとする。
- 3 副団長は、消防副団長をもって充てるものとする。
- 4 支部長及び副支部長は、水防団員の中から水防本部長及び団長の協議により選任し、団長が任命する。
- 5 屯営長及び巡視員は、水防団員の中から団長が任命する。

(水防計画)

第5条 組合は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、水防計画を定めなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(印旛利根川水防事務組合水防実施に関する条例の廃止)

- 2 印旛利根川水防事務組合水防実施に関する条例（昭和39年印旛利根川水防事務組合条例第12号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 旧条例に基づく組織は、この条例に基づく組織とみなす。
- 4 旧条例に基づく計画は、この条例に基づく計画とみなす。